

- 必ずお申込になるご本人さまがご記入ください。
- 記入例をご覧ください、ボールペンで強くご記入ください(複写の為)。
- 6枚目の「個人情報に関するお知らせと同意について」をお読みいただいた上で、ご記入ください。
- お客様控(5、6枚目)は大切にをお持ちください。

数字のご記入は
わかりやすくご記入ください。

字体例

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

③申込日
●必ずご記入ください。

④お名前
●ご本人さまの自署で
お願いします。

●姓が変わった方は必ずご記入ください。

●郵便番号をご記入ください。
●現在お住まいのご住所をご記入ください。

⑦会社名
●お勤め先名を正式名称でご記入ください。
(例) (株)〇〇銀行、
〇〇商店(有)

⑧所在地・電話番号
●所属先のご住所・電話番号をご記入ください。
※本社のご住所・電話番号ではございません。

⑨ 現在のお借入状況
 ● 当行を含め銀行からのお借入残高(住宅ローン・カードローン等)を全てご記入ください。
 ● 信販、クレジット会社、消費者金融会社からのお借入残高をご記入ください。
 ● お借入のない場合は「0」とご記入ください。

⑩「外国の重要な地位にある方」への該当有無
●必ずご記入ください。

●振込借入を希望される場合は必ずご記入ください。
※返還用口座ではありません。

「主婦」(専業主婦・収入のある主婦の方)、「年金」の方の会社名、所在地・電話番号、年収、月収は下記のようにご記入ください。

⑫キャッシュカード暗証番号
●3枚目の「契約時ご提出書類③暗証
番号届出書」に必ずご記入ください。

(注)本届出書は、カードの安全性を確保するため、カード発行処理終了後に当行で廃棄処分いたします。

契約時ご提出書類③ 暗証番号届出書

職 業	会社名欄	所在地・電話	年 収	月 収
専業主婦	主 婦	記入不要	世帯年収	記入不要
主婦でパート・アルバイト収入のある方	パート・アルバイト先の正式会社名	所属先の住所・電話	本人年収	パート・アルバイトの月収
年 金	国民年金、厚生年金、共済年金など	記入不要	年間合計受給額	年間合計受給額÷12

ラピッドカード利用申込書(兼契約書)

ご提出書類①

ご提出いただく書類は①～③まででございます。

お申込の前に「個人情報に関するお知らせ」と同意について「およびラピッドカード契約規定」をよくお読みください

*通帳お届け印等の押印は不要です。
*FAXでご送付いただいた場合は、当行に着信しました本契約書が契約書原本となります。

株式会社 北海道銀行 御中
保証委託先 アコム株式会社 御中

私は、裏面「ラピッドカード契約規定」を承認の上、アコム株式会社を連帯保証人として株式会社北海道銀行にラピッドカードの利用を申込みます。

私は、別紙①「個人情報に関するお知らせと同意について」の第1条から第8条までの事項を承認するとともに、それに基づき私の個人情報が取り扱われることについて同意いたします。

【ご留意事項】※利用目的として、個人情報をダイレクトメール等の発送等に利用することに同意できない場合は、銀行の窓口にお申し出ください。遅滞なくそれ以降の当該目的での利用を停止いたします。ただし、この場合においても、銀行または保証会社の窓口、渉外担当者による販売・勧誘を妨げるものではありません。

ご同意日

西暦

年 月 日

ご署名
(自署)

事前審査がお済みの方は赤枠の中を、事前審査がまだの方はA～Eをご記入ください。

※万が一、利用できない場合でも申込書はお返す必要はありません。

A お申込ご本人について

申込日	西暦	年	月	日
フリガナ	フリガナ			
お名前	旧 (有・無)	姓		
性別	1. 男 2. 女			
婚姻状況	1. 独身 2. 既婚			
生年月日	昭和 平成	年	月	日生 ()才・エト()
ご住所	都・道 府・県			
電話番号	(有・無) ()	名義	1. ご本人 2. ()	
携帯電話	(有・無) ()	名義	1. ご本人 2. ()	

↓主婦・年金受給者の方は、記入例をご参照のうえ、ご記入ください。

B お勤め先について

フリガナ	1. 本人勤務 2. 配偶者勤務	
会社名	所 属	部署または店舗名
所在地	都・道 府・県	
電話番号	()	内 線
本社所在地	都・道 府・県	
入社または年金受給開始	会社事業内容	資本金
昭和・平成 令和	年 月	百万円
社員数	人	
出向先	有・無	勤務時間
時 分	時 分	時 分
*上の勤務先欄で「出向先有」を選択された方、他にお仕事のある方は下記の欄にその内容をご記入ください。		
1. 出向先	フリガナ	
2. アルバイト	会社名	
3. パート	会社名	
所在地		

本人と家族(扶養)人数合計			
人(うち子供の人数 人)			
持 家	賃 貸	社 宅	
11. 自己所有一戸建て	31. 一戸建て	41. 一戸建て	
12. 自己所有マンション	32. マンション	42. マンション	
21. 家族所有一戸建て	33. アパート	43. アパート	
22. 家族所有マンション	35. 公団	44. 寮	
36. 公営			
昭和平成 令和	年 月	毎 月 払	千円
1. 家 賃	千円		
2. 住宅ローン	千円		

仕事内容	勤務形態	役 職
1. 事務 8. 個人経営	1. 正社員・自営	保 險 種 類
2. 営業 9. 法人経営	2. 嘱託・派遣	
3. 販売 10. 接客	3. アルバイト	
4. 労務	4. パート	保 險 区 分
5. 運転手	5. 季節・期間 (月～ 月 就業)	
6. 技能		
7. 技術		
収入形態	年 収	月 収
1. 固定給	総支給 万円	総支給 万円
2. 一部歩合給	給料日	休 日
3. 完全歩合給	日	曜日
職 種	業 種	月 収
		万円
電話番号	()	-

○ラピッドカード(カードローン)のご案内

※ご利用限度額・借入利率・遅延損害金等につきましては、下記の範囲内で決定させていただきます。カード受取時にご確認ください。

ご利用限度額	800万円
借入利率(実質年率)	1.90%～14.95%
遅延損害金(実質年率)	18.00%
各回の返済金額	【借入限度額400万円以下の場合】 借入残高10万円ごとに2,000円以上 【借入限度額400万円超の場合】 借入残高10万円ごとに1,000円以上
各回の返済期日	1. 35日ごと 2. 毎月 (6日は除く) ※ご希望の支払日に○印をお付けください。
現在のお借入状況	金融機関 件 万円 (お借入がない場合は「0」とご記入ください。)
カードその他の郵便物の送付先	ご自宅となります

D 下記の「外国の重要な地位にある方」への該当有無

【外国の重要な地位にある方】

1. 外国の元首、外国の政府・中央銀行その他これらに類する機関において、重要な地位を占める方(過去において該当する場合も含みます。具体例は、ラピッドカードホームページをご確認ください。)

2. 上記1に該当する方の配偶者、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母、配偶者の子(配偶者には事実婚を含みます)

上記に □ 該当しません □ 該当します

※「該当します」にチェックされたお客さまは、お申込みできません。

E 暗証番号

暗証番号をもらえなく
3枚目にご記入ください。

※ご記入方法でご不明点がございましたら下記フリーダイヤルまでお電話ください。

TEL(フリーダイヤル)0120-433-919(24時間・年中無休)

FAX(フリーダイヤル)0120-116-173(24時間・年中無休)

○振込借入を希望される方へのご案内

ラピッドカードがお手元に届く前に借入を希望される方へは、ご本人名義の口座に借入希望額を振込みさせていただきます。
※返済用口座ではありません。

振込口座 (本人名義に限る)	銀行	本店
	()	支店
口座番号	普通 当座 貯蓄	
振込借入希望額 (申込と同時に振込借入を希望される方のみ金額をご記入ください。)		万円

ラピッドカード暗証番号届出書

申込日	西暦 年 月 日		
申込人	フリガナ	フリガナ	
	お名前	旧 (有・無)	
	※指書で正しいものに記入下さい。 ※お名前を書き損じた場合は、新しい用紙に再度記入してください。(訂正不可)		
	性別	1. 男 2. 女	
生年月日	昭和 年 月 日生 ()才・エト()	1. 独身 2. 既婚	
※生年月日を書き損じた場合は、新しい用紙に再度記入してください。(訂正不可)			
ご住所	〒 都・道 府・県		
※アパート・マンション・団地名、棟号、番地までご記入ください。			

暗証番号をもれなくご記入ください。

【下記のような推測されやすい暗証番号は使用できません】

項目	内容
同一番号	0000、1111、2222、3333、4444、5555、6666、7777、8888、9999
連続番号	0123、1234、2345、3456、4567、5678、6789、7890、0987、9876、8765、7654、6543、5432、4321、3210
生年月日	① 生年月日の「月」+「日」 (例):6月17日⇒「0617」 ② 生年月日の「和暦」+「月の下1桁」+「日の下1桁」 (例):昭和49年06月17日⇒「4967」 ③ 生年月日の「和暦の下1桁」+「月の下1桁」+「日」 (例):昭和49年06月17日⇒「9617」 ④ 生年月日の「和暦の下1桁」+「月」+「日の下1桁」 (例):昭和49年06月17日⇒「9067」
電話番号	電話番号の下4桁 例:ご自宅の電話番号が「261-7111」の場合、7111など

E 暗証番号				

(注)本届出書は、カードの安全性を確保するため、カード発行処理終了後に当行で廃棄処分いたします。

--	--	--	--	--	--

(2021年3月)

第1条(個人情報の収集・保有・利用[利用目的等])

1. お客さまが①ご融資申込み又は契約するに当たりご記入いただく個人情報②(審査・ご融資後に生じる個人情報を含みます。以下、同じ。)、またはその際に提出していただく各種書類等に記載されている個人情報③等を株式会社北海道銀行(以下、銀行といふ)並びに当該ご融資にかかる保証会社(以下、保証会社といふ)は、次の法令に定められた全ての業務並びに利用目的の達成に必要な範囲で取得・保有・利用することがあります。尚、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

(1)業務内容

- 銀行の業務
 - 預金業務、為替業務、融資業務、両替業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務。
 - 投資販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務。
 - その他銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務。(今後取扱いが認められる業務を含みます)
- 保証会社の業務保証業務

(2)利用目的

- ご融資申込み(保証委託契約の申込みを含みます。)(や継続的なご利用に際しての銀行並びに保証会社の与信判断及びご融資後の管理のため。
 - 法令等に基づくご本人さまの確認等や、当該ご融資、特定の預金・その他金融商品やサービスをご利用いただく場合の適合性の判断や資格等の確認のため。
 - 与信事業に際して、銀行並びに保証会社が加盟している個人情報情報機関④に個人情報を登録し(銀行以外の会員企業に個人情報提供される場合があります。)、又は、個人情報情報機関から必要な個人情報を取得するため。
 - 銀行及び保証会社が適切に業務を遂行するうえで必要な範囲での個人情報の第三者への提供。⑤
 - データ分析、アンケート実施等による銀行並びに保証会社及び関連会社、提携会社の融資・預金・その他金融商品やサービスの研究や開発のため。
 - お客さまとの契約や法律に基づき銀行並びに保証会社の権利・正当な利益の行使や義務の履行のため。
 - 銀行の融資・預金・その他金融商品やサービスの受入れ・販売・勧誘のため。
 - 銀行の預金・その他金融商品やサービスの継続的なご利用等における管理のため。
 - 銀行の関連会社、提携会社の預金・融資・その他金融サービスの受入れ・販売・勧誘のため。
 - ダイレクトメールの発送等(ダイレクトメール、電話・FAX、電子メール等によるもの)、銀行及び銀行の関連会社、提携会社の融資・預金・その他金融商品やサービスに関するご案内、ご提案等のため。
 - 他の事業者等から銀行が個人情報の全部または一部の処理について委託された場合等において、委託された当該業務を適法かつ公正に遂行するため。
 - 取引上必要な各種郵便物の送付。
 - 銀行及び保証会社にお客さまの各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため。
 - その他、銀行及び保証会社にお客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため。
2. 既に、銀行並びに保証会社が当該ご融資申込み以前に取得し保有しているお客さまの個人情報(お客さまの既往のご融資及びご預金を含む各種金融商品にかかる個人情報⑥[既往ご融資又はご預金の申込手続等の関連から取得したお客様の個人情報を含みます])を指します。)(当該ご融資の与信判断及び与信後の管理のほかに上記1に記載した利用目的に応じ利用する)とともに、法令等特に定められる場合及び適切な業務の遂行に必要な範囲で安全管理措置を講じつつ第三者に提供することがあります。

3. 銀行法施行規則等により、人権、信実、門地、本籍地、保険医療または犯罪履歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用及び第三者への提供はいたしません。

- ※1 お客さまとは、当該ご融資の申込者を含みます。
- ※2 お客さまが申込書等にご記入された事項:例えば、氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号(メールアドレスも含みます)、勤務先、家族構成(ご家族の個人情報を含みます。)、収入状況、資産負債に関する情報、居住状況等及び契約の条項:例えば、契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、支払開始後の利用残高、月々の返済状況等を含みます。)(銀行及び保証会社が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況を含みます。)
- ※3 例えば次の情報を指します。:登記簿謄本、住民票、各種証明書類(事業をしている方はその事業に関する確定申告等を含めた情報も含みます。)、健康保険証、源泉徴収票等(ご家族の個人情報[氏名、生年月日等]が含まれている場合はそれも含みます。)、電話番号、住宅地図、官報等の一般に公開されている情報を含みます。
- ※4 個人情報情報機関に関する個人情報の取得・利用・提供にかかる詳細は、第3条(個人情報情報機関)によりします。
- ※5 第三者提供に関する詳細は第2条(銀行における個人情報の第三者提供)によりします。
- ※6 既往ご融資の契約日、商品名、残高、期間、金利等及び預金を含む各種金融商品の残高、期間等並びに取引状況(ご預金の明細を含みます。))

第2条(銀行又は保証会社における個人情報の第三者提供)

1. 銀行又は保証会社がお客さまから預かりた個人情報(を第三者に提供する場合)には、第1条の利用目的の範囲において安全管理措置を講じつつ行います。銀行又は保証会社が銀行又は保証会社の個人情報の第三者への提供⑦とは、法令等特に定められる場合及び個人情報情報機関への提供を行うほかは、次のとおりです。
- (1)銀行の申込者(債務者)の委託を受けて保証人となっている保証会社(信用保証会社、カード会社、消費者金融会社等があります。))への個人情報の提供。
 - (2)保証会社の銀行における保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認のほか、第1条における利用目的のための銀行への個人情報の提供。
 - (3)お客さまが各種ご融資の申込手続を委託した場合の銀行又は保証会社の委託先への個人情報の提供。(当該ご融資の申込結果等)
 - (4)債権譲渡の事前協議デューデリジェンスにおける相手先・格付機関・会計事務所等への銀行又は保証会社の個人情報の提供。(結果的に譲渡が行われた場合を含みます。)
 - (5)サービス等への債権管理回収業務委託に伴う業務上の必要な範囲での銀行又は保証会社のサービス等への個人情報の提供。(サービス等から個人情報提供を受ける場合もあります。)
 - (6)個人融資等の債権を債権譲渡又は証券化の形式で他の事業者等へ移転する場合に、当該債権譲渡又は証券化に必要な範囲でかつ債権管理・回収等の利用目的において銀行又は保証会社がお客さまの個人情報(を債権譲渡先又は証券化のために設立された特定の目的の会社等に)提供すること。
 - (7)銀行又は保証会社の法令等(強制力を伴っている場合に限らず、銀行又は保証会社が公共の利益のために必要と判断した情報を含む)に基づき公的機関等への個人情報の提供。
2. お客さまから上記個人情報の第三者提供を停止する旨の申出があった場合は、第三者提供を停止いたします。ただし、その場合、ご融資のお申込みまたは契約(現在契約中のもを含みます。))をお断りする場合があります。

- ※1 第三者の提供する個人情報とは、①属性情報→住所、氏名、生年月日等その他の記述により特定の個人を識別することができるもの。②取引情報→取引等の内容、取引方針等。③信用情報→与信判断等に際して必要となる情報等。具体的に、例えば次のものを指します。
 - (1)銀行:第1条脚注2-3に記載された情報の他、お客さまの銀行の預金残高情報、他の借入金の残高情報、返済状況等、取引情報(過去)のものを含みます。)(返済情報を含む本取引の弁済に関する情報、銀行が保証会社に代位弁済を請求するに当たり必要な情報等。
 - (2)保証会社:第1条脚注2-3に記載された情報の他、保証会社の保証審査の結果に関する情報、保証番号・保証料金等保証会社と取引に関する情報、保証会社における保証残高情報、他の取引に関する情報等、銀行における取引情報に必要となる情報、銀行に代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済に必要な情報、代位弁済完了後の返済状況等に関する情報。

第3条(個人情報情報機関)

1. 個人情報情報機関の利用等(全国銀行個人情報センター、(株)シー・アイ・シー、(株)日本信用情報機構)⑧1申込者(または契約者、以下同じ。)(は銀行(または保証会社、以下同じ。))が加盟する個人情報情報機関⑧2(同機関と提携する個人情報情報機関を含みます。以下同じ。))に申込者の個人情報(当該各機関の加盟会員により登録される契約内容等のほか、当該各機関により独自に収集し、登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含みます。)(を当該各機関が収集したクレジット履歴及び過去の債務の返済状況およびJICの場合は、日本貸金業協会から登録を依頼された情報等を含みます。))が登録されている場合には、銀行が与信取引上の判断(銀行は返済能力または転居先の調査、保証会社は返済能力の調査を含みます。ただし、銀行が与信取引上の判断(銀行は返済能力または転居先の調査、保証会社は返済能力の調査を含みます。))を目的に利用します。また、申込時の与信判断のほか契約成立後の支払途上の与信判断を含みます。(以下同じ。))のために利用することに同意します。
2. 個人情報情報機関への登録等
- 銀行がごの申込みに関して、銀行が加盟する個人情報情報機関を利用した場合、その利用した日及び本申込みの内容等が各々の同機関に後記5.(登録情報及び登録期間)で定めた期間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。
2. 契約者は、後記5.(登録情報及び登録期間)の個人情報(その履歴を含みます。))が銀行が加盟する個人情報情報機関に後記5.(登録情報及び登録期間)に定める期間登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(与信判断のほかには与信後の管理を含みます。))のために利用されることに同意します。
3. 契約者は後記5.(登録情報及び登録期間)の個人情報(その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲において、個人情報情報機関及び加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
3. 株式会社北海道銀行及び保証会社が加盟する個人情報情報機関

	全国銀行個人情報センター	株式会社シー・アイ・シー (前掲販売先および貸金業法に基づく指定信用情報機関)	株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)
株式会社北海道銀行	○	○	○
アコム株式会社	○	○	○

4. 個人情報情報機関の名称等
(※各機関の加盟資格、加盟会員企業名等は各機関のホームページに掲載されています。)

	加盟個人情報情報機関	電話番号等問合せ窓口	ホームページアドレス
情報提供個人情報利用	全国銀行個人情報センター(KSC)	TEL03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pclci/
	株式会社日本信用情報機構(JICC)	TEL0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/
	株式会社シー・アイ・シー(CIC)	TEL0120-810-414 または0570-666-414	https://www.cic.co.jp/
情報提供個人情報利用	株式会社シー・アイ・シー(CIC)	TEL0120-810-414 または0570-666-414	https://www.cic.co.jp/
	全国銀行個人情報センター(KSC)	TEL03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pclci/
	株式会社日本信用情報機構(JICC)	TEL0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/
情報提供個人情報利用	株式会社日本信用情報機構(JICC)	TEL0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/
	全国銀行個人情報センター(KSC)	TEL03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pclci/
	株式会社シー・アイ・シー(CIC)	TEL0120-810-414 または0570-666-414	https://www.cic.co.jp/

5. 登録情報及び登録期間

①全国銀行個人情報情報センター

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不届の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。)	本契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
個人情報情報機関を利用した日及び本契約またはその申込みの内容等	第1利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヵ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自費等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

②株式会社シー・アイ・シー

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人確認を特定するための情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等の契約内容に関する情報及び借入金、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解除等の返済状況に関する情報	本契約期間中及び本契約終了後5年以内(ただし、債務の支払いを延滞した事実については、本契約期間中及び本契約終了後5年間)
利用残高、完済残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報	個人信用情報機関に開示した日から6ヵ月間
本契約に係る申込みに関する情報	個人信用情報機関に開示した日から6ヵ月間

③株式会社日本信用情報機構

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人確認を特定するための情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等の契約内容に関する情報及び借入金、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解除等の返済状況に関する情報	本契約期間中及び本契約終了後5年以内
債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産成立、債権譲渡等の取引事実に関する情報	本契約期間中及び本契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以上)
本契約に係る申込みに関する情報	開示日から6ヵ月以内

第4条(個人情報の安全性確保)

1. 銀行は、お客さまから預かりた個人情報(を)利用目的の達成に必要な範囲内において正確かつ最新の状態に保つように努めます。また、取り扱う個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の安全管理のため適切かつ合理的の措置を講じます。なお、個人データの漏洩があった場合には、次の措置を講じます。
 - (1)監督当局等への報告。
 - (2)漏洩等の対象となったお客さまへの事実関係等の公表。
 - (3)漏洩等の事実関係及び再発防止策等の公表。また、お客さまにおいて上記目的のために、ご融資申込時における申込書等は、正確にご記入していただくとともに、本人情報に必要が生じたときは適滞なく銀行にお届けくださいますようお願いいたします。
2. お客さまから預かりた個人情報の取扱いの全部または一部を外部業者へ委託する場合は、個人情報の十分な安全管理が図られるよう委託先を選定、指導、監督いたします。
3. 保存期間が経過し不要となった個人情報の消去、廃棄等は、適切な方法により必要かつ十分な安全管理措置を講じつつ行います。

第5条(個人情報の開示・訂正・利用停止・消去・苦情等)

お客さまが預かりた個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等の求めまたは苦情等がある場合は、以下の相談窓口までお申出ください。詳しい状況をお伺いしたうえで必要な手続きをご案内するとともに、十分な調査等を行うことにより処理させていただきます。

1. 開示・訂正・利用停止・消去の場合の窓口

- 株式会社北海道銀行フビ支店 TEL:フリーダイヤル0120-433-919
- 株式会社北海道銀行 お客様相談室 TEL:011-251-1336
- アコム株式会社お客さま相談センター TEL:フリーダイヤル0120-036-390

当社は、個人情報の保護を推進する管理責任者として、情報セキュリティ管理責任者(情報セキュリティリスク管理部署の担当役員)を設置しております。

認定個人情報保護団体

当社が会員となる個人情報の保護に関する法律に基づく認定個人情報保護団体は以下のとおりです。

- 日本貸金業協会
- 貸金業協会 紛争解決センター:0570-051-051(受付時間9:00~17:00 休土・日、祝日、年末年始)
- 一般社団法人日本クレジット協会

相談受付電話:03-5645-3360

2. 苦情その他の場合の窓口

- 株式会社北海道銀行 お客様相談室 TEL:011-251-1336
- 開示手数料 1回の依頼ごとに 1,100円(消費税込)
- 回答方法 依頼者ご本人が銀行にお届けしていただく、書面でもお送りいたします。なお、法令に定めのある場合や本人または代理人が確認できないとき、また、依頼書等手続に不備があるとき等は、開示できないことをご通知いたします。ただし、その場合でも手数料は、ご返却いたします。

第6条(本「個人情報に関するお知らせと同意について」に対する不同意について)

お客さまが本「個人情報に関するお知らせと同意について」の第1条から第5条及び第7条、第8条の事項の内容の全部または一部を承認できない場合、及び、当該ご融資の申込み又は契約において必要な記載事項の記載を希望しない場合、当該ご融資の申込み・ご融資にかかる契約(現在契約中のもを含みます。))をお断りすることがあります。ただし、「ダイレクトメール等」の発送についてご同意いただけない場合であっても、当該ご融資の申込み・ご融資にかかる契約をお断りすることはありません。

第7条(ご融資の契約が不成立の場合)

ご融資の契約が不成立であってもご融資の申込みをした事実は、第1条、第2条及び第3条第1項、第2項に基づき当該契約の不成立の如何を問わず、一定期間(各個人情報情報機関においては、各個人情報情報機関が定める一定期間)利用されますが、それ以外に利用されることはありません。なお「個人情報に関するお知らせと同意について」は、ご融資の契約成立、不成立にかかわらず、ご返却いたします。

第8条(条項の変更)

本書の条項は、法律の定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。又、第5条に定めた開示手数料、回答方法は、その取扱結果等により判明した合理的理由により変更する場合があります。

ラピッドカード契約規定

第1条(借主)

借主とは、本規定を承認のうえ、アコム株式会社(以下、保証会社という。)を連帯保証人として、株式会社北海道銀行(以下、銀行という。)に所定の申込書によりラピッドカード(以下、カードという。)の利用の申込をされ、銀行が審査のうえ利用を認めた方をいいます。

第2条(取引方法)

- 1.この取引は、第7条および第9条に定める方法での入出金によるものとします。
- 2.カードは、銀行の現金自動預入支払機(以下、ATMという。)、現金自動支払機(以下、CDという。)を使用して入出金を行う場合に利用するものとします。

第3条(カードの貸与、暗証番号)

- 1.銀行は、借主1名につき1枚のカードを発行し、貸与します。カードの所有権は、銀行に属するものとします。
- 2.借主は、銀行所定の方法により暗証番号を登録するものとします。
- 3.借主は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、保管するものとします。
- 4.カード(カード上の表示事項を含む。))は、借主本人以外使用することはできません。また他人に譲渡、質入れました貸与することはできません。
- 5.借主が、第3項または第4項に違反して、カード(カード上の表示事項を含む。)を他人に使用された場合の損害は、借主の負担となります。

第4条(カードの紛失、盗難等)

- 1.借主がカードを紛失した場合、または盗難にあった場合は、借主は直ちに銀行に連絡するものとします。
- 2.カードは、紛失・盗難・破損等で銀行が適当と認めた場合に限り再発行します。

第5条(利用限度額)

- 1.借主は、利用限度額の範囲で繰返し借入ができます。
- 2.利用限度額は、800万円の範囲内で銀行が決定し、借主に書面で通知します。
- 3.前2項に拘わらず、銀行が債権保全上必要と認めたときは、利用限度額を減額あるいは新たな貸付を中止することがあります。また、弁済金の支払を遅滞した場合は、直ちに新たな貸付を中止します。この場合借主へは、ATM、CDでのご利用可能金額表示にて、通知したものとします。
- 4.前項により利用限度額の減額を行った後、減額事由が解消した場合は減額の範囲内で増額します。

第6条(利用有効期間)

- 1.借入ができる期間は、この契約成立の日から3年間とします。ただし、借主または銀行から期間満了日までになんらかの申出のないときは、更に3年間自動更新し、その後も同様とします。
- 2.期間満了日までに、借主または銀行から自動更新を行わない旨の申出がなされた場合、借主は期間満了日における残債務を本規定に従って、完済に至るまで支払うものとします。

第7条(借入方法)

- 1.借入方法は、銀行のATM、CDからの引出し、または借主の指定した借主名義の金融機関の口座への振込み、あるいはその他銀行が認めた方法によるものとします。
- 2.ATM、CDからの引出しは1,000円単位とし、1回あたりの引出しは銀行が定めた金額の範囲内とします。

第8条(借入利率等)

- 1.借入利率は、銀行所定の利率(保証会社の保証料を含む年率。以下同じ。)を適用するものとし、借主に書面で通知します。
- 2.借入利息の計算方法は次のとおりとします。
借入残高×借入利率÷365日×各回の利用日数
(注)付利単位は1円です。

第9条(返済方法)

- 1.返済方法は、銀行のATMからの入金、または振込み、あるいはその他銀行が認めた方法によるものとします。
- 2.ATMからの入金は1,000円単位とし、1回あたりの入金は銀行が定めた金額の範囲内とします。

第10条(各回の返済期日)

- 1.各回の返済期日は、次の第1号または第2号のとおりとします。いずれの場合も返済期日が銀行の休日の場合には、その日の翌営業日を返済期日とします。
 - (1)35日ごとの返済
初回返済期日——借入日の翌日から起算して35日以内
2回目以降の返済期日——約定返済金の支払いをした日の翌日から起算して35日以内
(注)追加借入をしても返済期日は変わらないものとします。
 - (2)毎月指定日返済
借主の希望する一定期日の毎月返済
- 2.借主は、返済期日前の返済ができるものとします。ただし、毎月指定日返済の場合、次回返済期日前14日以内に返済したときは、次回の返済期日は従前の返済期日の1ヵ月後の指定日となります。
- 3.借主が借主の都合で次回の返済期日の延期を銀行に申し入れた場合、銀行が認めた場合に限り延期できるものとします。

第11条(各回の返済金額)

- 1.各回の約定返済金額は、次のとおりとします。
各回の約定返済金額は、毎月返済時点のお借入残高に応じた金額とします。なお、各回の約定返済金額は、一部、借主により異なる場合があります。

(借入利率:実質年率8.00%超の場合)
・借入残高が10万円以下の場合は2千円
・借入残高が10万円超20万円以下の場合は4千円
以下、借入残高が10万円増すごとに2千円を追加
(借入利率:実質年率8.00%以下の場合)
・借入残高が10万円以下の場合は1千円。
・借入残高が10万円超20万円以下の場合は2千円。
以下、借入残高が10万円増すごとに1千円を追加

- (注1)各回の約定返済金額は最少の返済金額であり、それを超える金額の返済も随時可能です。
(注2)上記返済金額が利息額に満たないときは、利息額とします。また、残元利金額合計を超えるときは残元利金額とします。
(注3)追加借入をしたときは、その直前の借入残高と追加借入金額との合計を借入残高とします。
(注4)各回の約定返済金額未済を振込みにて返済された場合は、返済金の一部として受付します。ただし、この場合には、次回返済期日は更新されません。

第12条(返済金の充当方法)

- 1.借主の返済金は、無利息残高・遅延損害金・利息・元金の順に充当します。
(注)無利息残高とは、ATM等での返済後の残高が千円未満になるときに、利息が付かない残高としてお取扱いする金額です。

第13条(遅延損害金)

- 1.借主が約定返済金額の支払を遅滞したときは、銀行所定の遅延損害金を支払うものとし、遅延損害金年率(保証会社の保証料を含む年率。以下同じ。)は借主に書面で通知します。
- 2.遅延損害金の計算方法は、次のとおりとします。
借入残高×遅延損害金年率÷365日×各回の返済期日後の経過日数

第14条(期限の利益喪失)

- 1.借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行からの通知、催告がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を支払うものとします。
 - (1)弁済金の支払を遅滞し、相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - (2)保証会社から保証中止または解約の申出があったとき。
 - (3)手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - (4)差押、仮差押、保全差押、仮処分、強制執行の申立または滞納処分を受けたとき。
 - (5)破産、民事再生、会社整理、特別清算または、会社更生手続開始の申立を受けたとき、またはこれらの申立をしたとき。
 - (6)住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となったとき。
 - (7)死亡したとき。
 - (8)本規定等の義務に違反し、その違反が本規定等の重大な違反となるとき。
 - (9)その他借主の信用状態が著しく悪化したとき。

- 2.次の各場合には、借主は銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を支払うものとします。
 - (1)借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - (2)借主が銀行に虚偽の資料提出または報告をしたとき。
 - (3)借主について債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき
- 3.前各項の事由があるときは、銀行はいつでもあらたな貸付を中止し、またはこの契約を解約することができます。この契約が解約された場合は、借主はこの契約による債務全額を返済し、カードを返却するものとします。

第15条(保証会社への保証債務履行請求)

- 1.第14条により、借主によるこの契約による債務全額の返済義務が生じた場合には、銀行は保証会社に対してこの契約による債務全額の返済を請求することとなります。
- 2.保証会社が借主に代わってこの契約による債務全額を銀行に返済した場合は、借主は保証会社に対してこの契約による債務全額を返済するものとします。

第16条(銀行からの相殺)

- 1.銀行は、この契約による債務のうち各返済期日が到来したもの、または第14条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかにかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
- 2.前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

第17条(借主からの相殺)

- 1.借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とをこの契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
- 2.前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日の7日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
- 3.第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第18条(債務の返済等にあてする順序)

- 1.銀行から相殺をする場合に、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の理由により、どの債務との相殺にあててかを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
- 2.借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあててかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあててかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 3.借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあててかを指定することができます。
- 4.第2項のお書または第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第19条(届出事項の変更)

- 1.借主は、氏名、住所、勤務先、勤務地に変更があった場合は、すみやかに銀行に所定の届出用紙または銀行が適当と認める方法により届出るものとします。
- 2.借主が前項の氏名、住所または勤務先等の変更の届出を怠った場合、銀行からの通知または送付書類等が延着し、または不送達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることに異議ないものとします。

第20条(解約)

- 1.借主が都合によりこの契約を解約する場合、借主は直ちに銀行にカードを返却するものとします。この場合、銀行に対するこの契約による債務全額を完済したうえ、銀行所定の届出をするものとします。

第21条(契約規定等の変更)

- 1.本規定の変更については、あらかじめその内容および変更日を銀行所定の方法により提示するものとし、変更日以降は変更内容により、取り扱うものとします。
- 2.利用限度額の増額・減額あるいは各回の約定返済金額の引き下げを銀行から通知した後にカードを利用したときは、借主が各変更事項を承認したものとみなします。

第22条(報告および調査)

- 1.借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。
- 2.借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に報告するものとします。

第23条(債権譲渡)

- 1.銀行は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡(以下本条においては信託を含む。)することがあります。
- 2.前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人(以下本条においては信託の受益者を含む。)の代理人になるものとします。借主は銀行に対して、従来どおりこの契約に定める方法によって毎回の元金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第24条(危険負担、免責事項)

- 1.借主が銀行に差入れた契約書等が、事変・災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって紛失・滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿・伝票等の記録にもとづいて債務を弁済します。なお、銀行からの請求があれば代りの契約書等を差入れるものとします。
- 2.ATM、CDによりカードを確認し、引出し操作の際使用された暗証番号と登録の暗証番号とを一致を確認して引出しが行なわれたうえは、カードの偽造・変造、カードまたは暗証番号の盗用やその他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第25条(反社会的勢力の排除)

- 1.私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己、自他もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してはと認められる関係を有すること
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2.私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)この契約および銀行もしくは保証会社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行もしくは保証会社の信用を毀損し、または銀行もしくは保証会社の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
- 3.私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づき表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私の取引を継続することが不適切である場合には、私は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
- 4.前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、私がその責任を負います。

第26条(合意管轄)

- 1.この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行の本店またはこの取引の属する支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

保 証 委 託 約 款

第1条（保証委託の内容）

1. 私の委託に基づいてアコム株式会社（以下、保証会社という。）が負担する保証債務は、私が北海道銀行（以下、銀行という。）との間のラビッドカード契約（以下、銀行との契約という。）に基づいて、銀行に対して負担する借入金元金、利息、遅延損害金、その他一切の債務を主債務とした連帯保証債務とします。
2. 保証委託の期間は銀行との契約の期間と同一としますが、銀行との契約の期間が延長されたときは、保証委託の期間も当然に延長または更新されるものとします。

第2条（代位弁済）

1. 私が銀行との契約に違反したため、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なくして被保証債務の全部を弁済されても異議を述べません。
2. 私は、保証会社が弁済によって取得した権利を行使する場合には、この約款の各条項を適用されるほか、私が銀行との契約の各条項を適用されても異議を述べません。

第3条（求償の範囲）

- 保証会社が保証債務を履行したときは、私は保証会社に対して直ちに弁済するものとし、その範囲は次の各号のすべてを含むものとします。
- （1）保証会社の保証債務履行金額。
 - （2）保証会社が保証債務履行のために要した費用。
 - （3）その他保証会社の私に対する権利の行使もしくは債権の保全または担保の取立もしくは処分のために要した費用およびこの取引から生じた一切の費用（訴訟費用を含みます）。
 - （4）前1号の金額に対し保証会社が支払を行った日の翌日から、私が保証会社に弁済する日まで年365日の日割計算による損害金。ただし、損害金率は、年14.5%とします。

第4条（弁済の充当順位）

この取引による債務および保証会社とその他の取引による債務がある場合にはその債務を含めて、弁済金が私の債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対して私は異議を述べません。

第5条（求償権の事前行使）

1. 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、私は保証会社から通知、催告等がなくても保証会社が保証している金額について保証会社に対してあらかじめ求償債務を負い、直ちに弁済するものとします。
 - （1）支払の停止、破産、競売、民事再生、会社整理、特別清算、もしくは会社更生手続開始の申立があったとき。
 - （2）手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - （3）私の銀行に対する預金その他の債権または保証会社に対する金銭債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
 - （4）私が保証会社または銀行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - （5）住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、保証会社に私の所在が不明となったとき。
 - （6）死亡したとき。
 - （7）債務整理の事実が発生したとき。
2. 次の各号に該当する場合には、保証会社の請求によって前項と同様、私はあらかじめ求償債務を負い、直ちに弁済するものとします。
 - （1）私が保証会社または銀行との取引約定に違反したとき。
 - （2）私が保証会社または銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - （3）前各号のほか保証会社が債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第6条（担保、保証人）

私は、保証会社が債権保全を必要とする相当の事由が生じた時は、保証会社の請求があり次第直ちに保証会社の承認する担保を差し入れ、または保証人をたてるものとします。

第7条（中止、解約）

私が、第5条の各項各号の一つに該当したとき、その他保証会社が債権の保全を必要とする相当の事由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができるものとします。

第8条（反社会的勢力の排除）

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - （3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - （5）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）この契約および銀行もしくは保証会社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行もしくは保証会社の信用を毀損し、または銀行もしくは保証会社の業務を妨害する行為
 - （5）その他前各号に準ずる行為
3. 私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、保証会社はこの保証を解約することができるものとし、解約の場合は、第7条（中止・解約）を準用するものとします。
4. 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、保証会社に何らの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、私がその責任を負います。
5. 第3項の場合において、私が住所変更の届出を怠る、または私が銀行もしくは保証会社からの通知を受領しないなど、私の責めに帰すべき事由により、通知が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべきときに解約されたものとします。

第9条（報告および調査）

1. 保証会社が保証債務を履行した後に、私の氏名、住所、居所、勤務先等の事項について変更があったときは、直ちに保証会社に対して書面によって通知し、その指示に従います。
2. 私が前項の通知を怠ったため、保証会社が私から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を發送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。
3. 私は、保証会社から請求があったときには、私の財産、経営等について直ちに保証会社に対して報告し、関連資料の提出等については、保証会社の指示に従います。
4. 保証会社または保証会社の委託する者が私について、その財産、収入、信用等を調査しても何ら異議ありません。

第10条（信用情報機関の登録）

私は、保証会社が本約款に基づく契約に関する私の個人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人識別情報および貸付日、貸付金額、入金日、残高金額、延滞、債権譲渡等の情報）を保証会社が加盟する信用情報機関に提供し、各信用情報機関が、当該個人情報をそれぞれが定める一定期間登録することに同意します。
（注）詳しくは、「個人情報に関するお知らせと同意について」に記載しています。

第11条（住民票等の取寄せ）

保証会社が債権保全上必要とするときは、私の住民票、戸籍謄本、戸籍の附票等を取り寄せることを承諾します。

第12条（公正証書の作成）

私は、保証会社が請求したときは、いつでも公証人に委嘱してこの取引による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要な手続きをとるものとします。

第13条（契約の変更）

1. 保証会社が本約款の内容を変更した場合、保証会社は、変更内容を私に通知または保証会社が相当と認める方法により公表します。
2. 本約款の変更内容に関する通知または公表がされた後に、私が本約款に係わる取引をした場合、保証会社は、私がその変更内容を承諾したものとみなします。

第14条（債権の譲渡）

私は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡されても異議を述べないものとします。

第15条（管轄裁判所の合意）

私は、この取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、訴額のいかんにかかわらず保証会社の本社所在地または営業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。